

岐阜県動物愛護センター施設の利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県動物愛護センター(以下「センター」という。)の多目的ホールの利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(多目的ホールを利用することができる団体)

第2条 多目的ホールを利用することができる団体は、岐阜県内において動物愛護に関する活動を推進し又は実施する団体並びに美濃市長瀬自治会、谷戸自治会、片知本郷自治会、片知板山自治会、穴洞自治会、蕨生自治会及び神洞自治会(以下「利用団体」という。)とする。

(多目的ホールが利用できる日程等)

第3条 多目的ホールを利用できる時間は、センター開館日の午前9時30分から午後4時30分までとし、1回の利用時間は3時間までとする。

(利用の申し込み)

第4条 利用団体が多目的ホールを利用する場合は、利用希望日の1か月前までに動物愛護センター利用申込書(別記様式第1号)によりセンター所長へ申し込まなければならない。

(利用の決定)

第5条 前条の申し込みに対する利用の決定は、原則として申し込みの順序により決定する。
2 センター所長は、前項の規定により多目的ホールの利用を決定した時は、当該申し込みをした団体に対し、電話等により通知するものとする。

(利用料)

第6条 利用料は無料とする。

(終了の届出)

第7条 利用団体が多目的ホールの利用を終了したときは、直ちにセンター所長にその旨を届け出なくてはならない。

(遵守事項)

第8条 利用団体は、多目的ホールを利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用団体の活動目的以外で利用しないこと。
- (2) 利用目的は、利用団体に属する会員のみが参加する会議、講習会とすること。
- (3) 利用団体が営利目的で主催する事業および動物譲渡会は行わないこと。
- (4) 多目的ホール内の設備等を汚損し、又はき損し、若しくはそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 多目的ホール内での飲食は行わないこと。(湯茶程度を除く)
- (6) 利用を終了したときは、直ちに原状に回復すること。
- (7) その他管理上支障のある行為をしないこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。